

蒲郡市指定ごみ袋の製造販売の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみ減量及びリサイクル推進のため、蒲郡市がステーション方式により収集する家庭用可燃ごみ(一般家庭から排出されるごみで、粗大ごみ、資源物を除いたものをいう。)を市民が排出する際に使用する家庭用ごみ袋の指定等に関し、その袋の規格及びその製造、販売(卸売り)に登録制度を実施し、ごみ出しマナーの向上及び地域の衛生的な環境と美化の促進を図ることを目的とする。

(指定ごみ袋の規格)

第2条 指定ごみ袋の規格は、別表のとおりとする。

(指定ごみ袋の登録申請)

第3条 指定ごみ袋を製造し、販売(卸売り)しようとする者は、当該指定ごみ袋について、あらかじめ市長に登録の申請をしなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、以下のものを市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市指定ごみ袋製造販売登録申請書兼誓約書(第1号様式)
- (2) 蒲郡市指定ごみ袋仕様書(第2号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定ごみ袋の登録)

第4条 市長は前条の申請が第2条に定める規格に適合すると認めるときは、これを登録するものとする。

2 市長は前項の登録をしたときは、申請者に蒲郡市指定ごみ袋製造販売登録証(第3号様式。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

(登録の変更等)

第5条 前条により登録証の交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録内容に変更が生じた場合、又は当該登録を廃止する場合は、遅滞なく市長に届け出るものとする。

(改善等の指示)

第6条 市長は、登録者により製造された袋が第2条に規定する規格に適合しないと認めるとき及び販売等について協議が必要になったときは、その者に対し必要

な措置及び指示をすることができる。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録者がこの要綱に違反し、又は市長の指示に従わないときは、当該登録を取り消すことができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行する。